7　（略）

8　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十四条第四項及び第五項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（番号灯）

第六十五条　（略）

2・3　（略）

4　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十五条第四項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十五条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

5　（略）

6　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十五条第四項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（尾灯）

第六十六条　（略）

2～6　（略）

7　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十六条第四項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十六条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

8　（略）

9　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十六条第四項及び第五項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（制動灯）

第六十七条　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十七条第四項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十七条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

7　（略）

8　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十四条第三項及び第四項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（番号灯）

第六十五条　（略）

2・3　（略）

4　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十五条第三項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十五条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

5　（略）

6　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十五条第三項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（尾灯）

第六十六条　（略）

2～6　（略）

7　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十六条第三項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十六条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

8　（略）

9　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十六条第三項及び第四項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（制動灯）

第六十七条　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十七条第三項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十七条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）